

火災予防条例の一部を改正します

【 趣 旨 】

蓄電池設備について、脱炭素社会の実現に向け、更なる普及の拡大や大容量化が見込まれるとともに、材料・構造等の多様化が進んでいることから、令和5年5月31日に総務省消防庁から消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和5年総務省令第48号）が公布され、令和6年1月1日から施行することに伴い、印西地区消防組合火災予防条例の一部を改正します。

【 概 要 】

現行の火災予防条例において、蓄電池設備はこれまで主に開放型の鉛蓄電池を想定した内容となっていました。蓄電池設備の種別や安全性に応じた内容となるよう所要の見直しをするものです。

また、固体燃料を使用する火気設備等の基準が見直されたことから、所要の基準の整理を行うものです。

【 改正内容 】

- (1) 規制の対象となる蓄電池設備について、安全性を分類する際に一般的に用いる蓄電池容量(キロワット時)で区分します。
- (2) 蓄電池設備の容量が10キロワット時以下のもの及び10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって、出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものを規制の対象から除くこととします。
- (3) 固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離に係る規定を整備します。
- (4) その他所要の改正を行います。

【 施行日 】 令和6年1月1日

【 経過措置 】

この条例の施行の際に現に設置され、又は設置の工事中である燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び蓄電池設備については、従前の例によることとします。

また、この条例の施行の際、蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの又はこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までに設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は適用しないこととします。

問合せ先 印西地区消防組合消防本部 予防課 指導調査係 0476-46-9971